

那覇市無料低額診療事業調剤処方費助成事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に掲げる生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）の適用を受けている生活困窮者に対し、調剤処方費の全部又は一部を助成することにより、当該生活困窮者が必要な医療を適切に受けられることを確保し、もって本市の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無料低額診療事業 本市において実施される社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に定める事業をいう。
- (2) 無料低額診療券 無料低額診療施設が無料低額診療事業の適用を受けた者に発行する診療券をいう。
- (3) 調剤処方 無料低額診療事業の適用を受ける診療において医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の販売又は授与をいう。
- (4) 調剤処方費 調剤処方を受けた者が各種健康保険法等に基づき負担すべき費用をいう。
- (5) 登録薬局 調剤処方を行う薬局の申請により、当該薬局の事業所ごとに本市に登録した薬局をいう。
- (6) 対象者 本市に住所を有している又は本市内の公園や路上等の屋外で生活する者で、無料低額診療事業の適用を受け、薬局から調剤処方された者とする。

（助成の申請）

第 3 条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、次に掲げる書類を登録薬局に提出するものとする。

- (1) 無料低額診療事業調剤処方費助成申請書兼委任状（第 1 号様式、以下、「申請書兼委任状」という。）
- (2) 無料低額診療券
- (3) 那覇市に居住していることを確認できるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (4) 健康保険証の写し（ただし、無保険で、無料低額診療事業の適用を受けている者は除く。）

（報告）

第 4 条 無料低額診療施設は、当該月の適用者について、翌月 5 日までに市長に報告するものとする。

（請求）

第 5 条 登録薬局は、第 3 条の規定による助成の申請があった対象者に係る調剤処方費の全部又は一部について、市に請求するものとする。

- 2 請求額は、前項の調剤処方費（無料低額診療事業の適用期間において、初めて受診した日から 6 ヶ月以内で、保険適用の対象となる調剤処方に係るものに限る。）について、無料低額診療事業において当該対象者に適用される率に準じて算出する額（調剤処方費の一部を請求するにあたり、その額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額）とする。
- 3 登録薬局は、第 1 項の規定により請求するときは、当該月分に係る助成金について、無料低額診療事業調剤処方費助成金等請求書（第 2 号様式）、無料低額診療事業調剤処方費助成金等請求内訳書（第 2 号様式の 2）及び申請書兼委任状（第 1 号様式）に關係書類を添えて、翌月 10 日までに市長に提出しなければならない。
- 4 登録薬局は、第 1 項の請求と併せて、本市と登録薬局の締結した覚書に基づき、事業実施に係る手数料を市に請求することができる。
- 5 調剤処方費の遡及請求においては、医療機関が実施する無料低額診療事業の適用期間内の受診であって、最後に受診した日から 1 年を超えないものとする。

（助成の決定及び支払）

- 第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、助成の可否を決定し、請求が適当と認めたときは無料低額診療事業調剤処方費助成金等支払決定通知書（第 3 号様式。以下「決定通知書」という。）により、請求が適当でないと認めたときは無料低額診療事業調剤処方費助成金等支払不可決定通知書（第 4 号様式）により、当該登録薬局に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成を決定した調剤処方費について、決定通知書を送付した日の属する月の末日までに、登録薬局に対してこれを支払うものとする。

（助成決定の取消し）

- 第 7 条 市長は、前条の規定により助成を決定した調剤処方費が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 登録薬局が、偽りその他不正の手段により助成決定を受け、又は支払を受けたものであるとき。
 - (2) 決定通知書の交付後に、公的医療保険制度による給付があったとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、無料低額診療事業調剤処方費助成金等支払決定取消通知書（第 5 号様式）により薬局に通知するものとする。

（助成金等の返還）

- 第 8 条 登録薬局は、前条第 1 項の取消しを受けた場合、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金等を受けているときは、市長が定めた期限内に、その額を返還しなければならない。
- 2 登録薬局は、助成金等の受け取り後、当該助成金について返還の必要が生じたときは、無料低額診療事業調剤処方費助成金等返還書（第 6 号様式）により、速やかに市長に報告し、その額を返還しなければならない。

(調剤処方費の代理受領)

第 9 条 登録薬局は、対象者からの委任に基づき、対象者に代わり助成が決定された調剤処方費の支払を受けることができる。

(登録)

第 10 条 市長は、調剤処方を行おうとする薬局の申請により、当該薬局の事業所ごとに登録を行うものとする。

(登録の申請)

第 11 条 前条の登録を受けようとする薬局は、当該登録を受けようとする薬局の事業所ごとに無料低額診療事業調剤処方薬局登録申請書（第 7 号様式）に関係書類を添付し市長に申請しなければならない。

(登録の決定)

第 12 条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定の上、無料低額診療事業調剤処方薬局登録決定（却下）通知書（第 8 号様式）により当該薬局に通知するものとする。

(変更の届出)

第 13 条 前条の規定により登録の決定を受けた登録薬局は、事業所の名称、所在地その他の事項に変更が生じたときは、速やかに無料低額診療事業調剤処方薬局登録変更届（第 9 号様式）を市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第 14 条 登録薬局は、調剤処方を廃止し、休止し、又は再開するときは、登録事業所ごとに、あらかじめ無料低額診療事業調剤処方登録薬局廃止・休止・再開届（第 10 号様式）を市長に届出なければならない。

(登録薬局の責務)

第 15 条 登録薬局は、調剤処方を行うにあたり、医薬品医療機器等法その他関係法令を遵守しなければならない。

(登録の取消し)

第 16 条 市長は、登録薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、第 10 条の登録を取り消すことができる。

- (1) 調剤処方に係る費用の請求に関し不正があったとき。
- (2) 不正の手段により、第 10 条の登録を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(調査等)

第 17 条 市長は、この事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、登録薬局その他この事業に関係する者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。